

いけだピアまるセンター コワーキングスペース 会員利用規約

池田市（以下「本市」という。）は、いけだピアまるセンター コワーキングスペース（以下「当施設」という。）の利用に関し、以下の通り会員規約（以下「本規約」という。）を定めます。

（目的）

第1条 当施設は、地域のビジネスコミュニティの創造と会員相互の協働を目的としたスペースであり、当施設の利用により、新たな地域でのつながりや新規ビジネスの創出を目指すこととします。

（会員）

第2条 当施設の会員希望者は、本市が指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、会員サービスの利用を申し込むものとします。

2 本規約における会員とは、前項に基づく会員サービスの利用申込みに対し、本市が承諾した者とします。なお、本市は、本市の判断により当該利用申込みに対し審査を行い、承諾しないことができるものとします。

3 会員は、会員として有する権利を第三者に貸与及び譲渡することはできません。

（会費等）

第3条 会員は、本市が別に定める会費等を所定の方法で支払うものとします。なお、会費の返金はいたしません。

（会員サービス）

第4条 会員は、本規約及び本市が別に定める規則等に従い、所定の会員サービスを利用することができます。

2 サービス内容は、変更することがあります。この場合、本市は事前に会員に告知するものとします。

3 本市は、サービスの一部または全部を終了することがあります。この場合、本市はサービス終了の2ヶ月前までに会員に通知するものとします。

(退会)

第5条 会員が退会する場合は、本市に所定の退会届を提出するものとします。

2 前項の場合において、会員期間終了後に自動退会となります。

(資格の停止又は除名)

第6条 本市は、会員が次の各号に該当する場合は、理由の如何に関わらず会員の資格を一時停止し、又は当該会員を除名することができます。

(1) 会員が次に掲げるいずれかの行為を行った場合

(ア) 法律に反する行為又は反する恐れのある行為

(イ) 暴力団員が関係する一切の事業

(ウ) 政治活動及び宗教活動

(エ) マルチ商法及びそれに関連する恐れのある事業及び投資商材の販売

(オ) 不正なアクセス

(カ) 本規約に反する行為

(2) 公序良俗に反すると本市が判断した行為

(3) 提出書類に虚偽があった場合

(4) 本市や他の会員、第三者に損害を与える恐れがあると本市が判断した場合

(5) 会費や使用料等の料金の支払いを行わない場合

(6) その他本市が不相当と認めた場合

(利用の制限)

第7条 本市が主催、又は認定したイベント等を開催する場合等本市が管理運営上必要と認めた場合は、本施設の全部又は一部の利用を制限する場合があります。この場合、本市は事前に会員に通知するものとします。

(免責事項)

第8条 会員は、自己の責任において当施設を利用するものとし、本市は、本市に故意または重大な過失がある場合を除き、当施設内で会員に発生した人的・物的損害について一切責任を負わないものとします。

2 当施設で本市が行なう会員若しくは利用者の紹介、又は会員が当施設における情報に基づき生じた事業の連携等は、会員が自己の責任において実施するものとし、本市はこれにより発生した一切の責任を負わないものとします。

(個人情報の取扱について)

第9条 本市は、提供された個人情報について、別紙「個人情報の取扱いについて」に基づいて取り扱うこととします。

(規約の遵守)

第10条 会員は、本規約及び本市の定める諸規則を厳守し、当施設を管理するスタッフの指示に従うものとします。

(規約外事項)

第11条 本規約に定めのない事項及び管理運営上必要な事項は、本市がこれを定めます。

(規約の改訂及び効力)

第12条 本市は、本規約及び本施設の運営に関する事項を改訂することができるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

附 則

本規約は、令和元年6月1日から施行します。